

卒業式における職務命令違反に係る懲戒処分について

東京都公立学校で実施された平成28年度卒業式において、一部の学校で服務事故が発生したことに伴い、以下のとおり教員の懲戒処分を行ったので、お知らせします。

記

1 処分の事由

平成28年度卒業式において、国歌斉唱時に国旗に向かって起立し斉唱することを校長から職務命令として命じられていたにもかかわらず、起立せず職務命令に違反した。

2 処分の内容

職務命令違反を行った教員について、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った。

校 種	処分の程度	該当者数	学校名
小 学 校	—	—	—
中 学 校	—	—	—
高 等 学 校	減給10分の1 1月	1校 1名	都立工芸高等学校
	戒 告	1校 1名	都立葛西南高等学校
特 別 支 援 学 校	—	—	—
合 計		2校 2名	

3 発令年月日

平成29年4月20日

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798 (直通)